

令和4年度

## 第1回 対馬市 SDGs 推進本部

日時:令和4年4月20日(水)部長会議終了後

場所:市役所別館大会議室

---

### 議 事 次 第

---

1. 開会
2. SDGs 推進本部長(市長)挨拶
3. 議事
  - (1)令和4年度重点施策について
  - (2)SDGs アクションプランについて
  - (3)各部局へのお願い
4. 閉会

---

#### 【配布資料】

- 資料1 令和4年度重点施策
- 資料2 対馬市 SDGs アクションプラン(案) 別冊
- 資料3 各部局へのお願い(プラン案への意見見照会)
- 参考資料1 対馬市 SDGs 推進本部について
- 参考資料2 対馬市 SDGs 推進本部設置要綱

## SDGs 推進本部 構成員

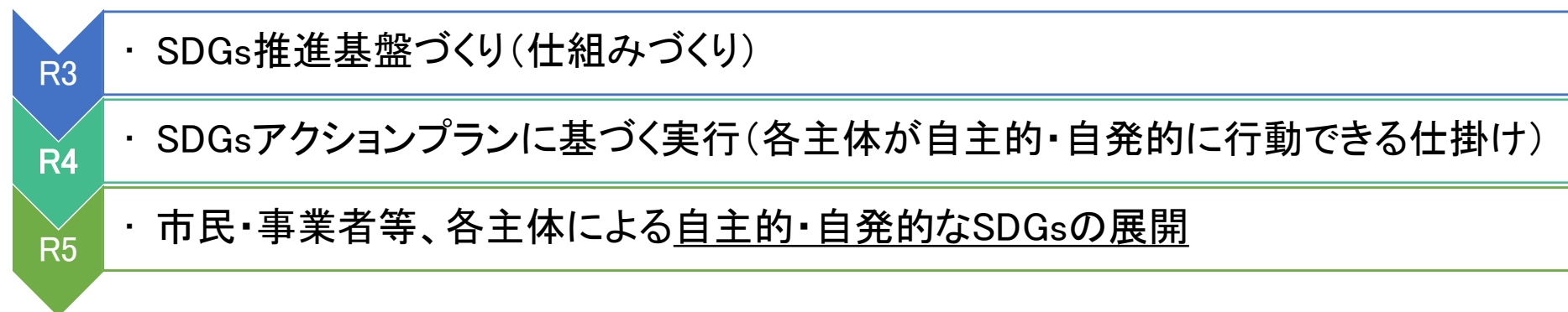
本部長	比田勝尚喜	市長
副本部長	俵 輝孝	副市長
副本部長	永留 和博	教育長
本部員	木寺 裕也	総務部長
本部員	伊賀 敏治	しまづくり推進部長
本部員	村井 英哉	観光交流商工部長
本部員	舍利倉政司	市民生活部長
本部員	國分 幸和	福祉保険部長
本部員	桐谷 和孝	健康づくり推進部長
本部員	黒岩 慶有	農林水産部長
本部員	内山 歩	建設部長
本部員	立花 大功	水道局長
本部員	松井 恵夫	中対馬振興部長
本部員	阿比留 裕	上対馬振興部長
本部員	主藤 庄司	消防長
本部員	八島 誠治	教育部長
本部員	勝見 一成	議会事務局長
庶務	財部 仁	SDGs推進室長
庶務	前田 剛	SDGs推進室 副参事兼係長
庶務	崔 春海	SDGs推進室 主事

## 令和 4 年度重点施策

## &lt;推進本部の短期目標&gt;



誰一人取り残さず、全員参加で各主体が自主的・自発的に SDGs 達成に向けて活動できるようにする

## &lt;年次別フロー&gt;



## &lt;令和 4 年度重点施策&gt;

区分	プラン案掲載の重点アクション	具体的施策	説明
1. 庁内	1-1. SDGs 推進の仕組みづくり	1-1-1. 「SDGs 推進職員」の配置	市民、地域団体、学校、企業等各主体とのパートナーシップを形成し、全庁的な SDGs の取り組みを加速化させるため、全部局もしくは全課に「SDGs 推進職員」を配置します。SDGs推進職員が SDGs の重点アクション等に関しプロジェクトチームを組み、研修会やワークショップを通じて、それぞれの業務の効率性や同時解決性を高めます

2. 庁外	2-1. SDGs 推進の仕組みづくり  	2-1-1. 気軽に集まり、対話する仕組みづくり: 「SDGs カフェ」(新規)	SDGs に関心を持つ方々が気軽に集い、対話を楽しみながら学び合い、みんなで行動に移せよう、対馬市では「SDGカフェ」(仮称)を設けます  ※カフェ…さまざまな人が気軽に集まれる場所
		2-1-2. パートナーシップを形成する場づくり: 「SDGs 推進プラットフォーム」(新規)	カフェでの対話や対馬グローバル大学の学びで生まれたアイデアや提案を実行に移すためには、その提案に賛同し、一緒に取り組むパートナーを探していく必要があります。そこで、個人、地域団体、島内外の企業、関係行政機関、大学研究機関等との交流とマッチングを促すために「SDG 推進プラットフォーム」(仮称)を形成します  ※プラットフォーム…多様な主体、情報等を仲介し結びつけることでネットワークを構築する基盤
		2-1-3. 各主体のSDGsアクションを応援する仕組みづくり: 「SDGs パートナー登録制度」(新規)	対馬でSDGsに既に取り組んでいる、あるいはこれから取り組もうとしている人・団体・学校・企業・関係行政機関等を把握し、パートナーシップを形成した上で、各主体のアクションの奨励と後押しを行うため「対馬 SDGs パートナー登録制度」(仮称)を設けます。
	2-2. SDGs 推進を担う人づくり  	2-2-1. 学校教育支援(継続)	持続可能なしまづくりの担い手づくりのため、学校教育支援と対馬グローバル大学の運営に取り組みます
		2-2-2. 対馬グローバル大学運営(継続)	

## 各部局へのお願い（プラン案への意見照会）

### <依頼内容>

対馬市 SDGs アクションプラン（案）のパブリックコメント（5/18～6/17 予定）と 6 月議会全員協議会説明前に、プラン（案）掲載内容について、関係部局の意見をお聞きします。

### <依頼・回答の流れ>

- ① 本部会議終了後、各部局しまづくり推進部窓口担当を通じ、意見照会を行います
- ② 部局ごとに意見等とりまとめの上、別紙にて 5 月 10 日（火）までに SDGs 推進室（前田）まで回答ください

### <回答いただいた後の流れ>

- ① 意見等を確認し、内容によって各部局を訪問し、修正案を協議します（5/12～5/16 中）
- ② プラン案修正後、パブリックコメント前に修正案をメールベースで全部局に送信します（5/17）
- ③ パブリックコメント、6 月議会全員協議会后、得られた意見を関係部局に共有し、プランの最終確認を行います（6/20～6/24 中）
- ④ 6 月末に策定（予定）

記入日：令和4年 月 日

## 対馬市 SDGs アクションプラン(案)に対する意見等(回答)

部局名：

課・担当者名：

今回のプラン案について、

- 1 意見等なし ・ 2 以下の意見等あり

意見等 該当箇所	意見等	備考

※必要に応じ、行の幅や数を調整してください。頁数・文量の制限はありません

対馬市 SDGs 推進本部について

区分	設置要綱要点
趣旨	SDGs の達成に向けた方針及び取組を全庁的に共有し、総合的かつ効果的に推進するため。
所掌事務	(1) SDGs の推進に係る情報の収集及び共有に関すること。 (2) SDGs の推進に係る市民及び地域団体の理解醸成及び企業等の参画に関すること。 (3) SDGs の理念に基づく施策の調査研究に関すること。 (4) SDGs の理念に基づく具体的な施策の取組及びその進捗管理に関すること。 (5) その他 SDGs の達成に向け必要と認められる事項に関すること。
構成	○本部長 …市長      ○副本部長…副市長・教育長 ○本部員 …全部長、水道局長、消防長、議会事務局長
会議	本部長が必要に応じて招集。本部長が議長を務める。
作業部会	・ 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる ・ 部会長、部会員で構成
庶務	しまづくり推進部 SDGs 推進室



図 対馬市の庁内の SDGs 推進体制と各主体(庁外)との連携図

## 参考資料 2

### ○対馬市SDGs推進本部設置要綱

令和2年9月30日

訓令第15号

改正 令和3年3月10日訓令第6号

#### (設置)

第1条 本市における持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）の達成に向けた方針及び取組を全庁的に共有し、総合的かつ効果的に推進するため、対馬市SDGs推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) SDGsの推進に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) SDGsの推進に係る市民及び地域団体の理解醸成及び企業等の参画に関すること。
- (3) SDGsの理念に基づく施策の調査研究に関すること。
- (4) SDGsの理念に基づく具体的な施策の取組及びその進捗管理に関すること。
- (5) その他SDGsの達成に向け必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長とする。

3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

4 副本部長は、副市長及び教育長とする。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は不在のときは、副市長、教育長の順位でその職務を代理する。

6 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

#### (推進本部会議)

第4条 推進本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 本部長は必要に応じて、推進本部会議に別に組織する有識者会議委員などの出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (作業部会)

第5条 推進本部に、具体的事項について協議及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、関係する次長又は課長、担当をもって組織し、部会長にはしまづくり推進部長をもって充てる。

3 作業部会において調査研究した事項は、推進本部に報告するものとする。

#### (庶務)

第6条 推進本部及び作業部会の庶務は、しまづくり推進部政策企画課SDGs推進室において処理する。

#### (その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。



附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日訓令第6号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分
総務部長
しまづくり推進部長
観光交流商工部長
市民生活部長
福祉保険部長
健康づくり推進部長
農林水産部長
建設部長
水道局長
中対馬振興部長
上対馬振興部長
消防長
教育部長
議会事務局長